

2022年10月26日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
和田 隆 宏

2022年 年末一時金に関する要求書

10月12日、東京都人事委員会は、例月給について828円(0.20%)の公民較差の解消を図り、また人材確保の観点から、初任給と初任層を上げるとともに、特別給については0.10月分(再任用職員0.05月分)を上げ年間4.55月(再任用職員2.40月)とし、配分については勤勉手当とする勧告を行いました。

例月給は4年ぶり、特別給は3年ぶりの引上げ勧告となったものの、「今年こそは全職員一律の大幅賃上げを」という職員の期待を裏切り、初任層、若年層以外の給料表改定見送り、再任用職員の給与改定なし、会計年度任用職員の処遇改善につながらない勤勉手当の引上げという不当勧告は、2年半以上に及ぶコロナ禍と物価高騰の中で奮闘する職員の生活悪化に拍車をかけるものであり、断じて容認することはできません。

この間、都政に求められる役割と課題が年々多様化・高度化するとともに、都民の命と暮らしに直結する新型コロナウイルス感染症対策の業務が長期化する中で、多くの職場で業務量が増え、前年度を上回る超過勤務が続いています。職員は、長時間労働が続く厳しい状況のもとにあっても、感染症の拡大を防ぎながら、行政サービスを低下させることのないよう、日夜、使命感をもって働いています。

私たちは、都民の命を守り、暮らしを支え、教育の充実のため、都政を担う職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。コロナ禍の中で懸命に働いている職員が、安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、下記のとおり年末一時金について要求します。誠意ある回答を求めます。

記

- 1 年末一時金2.5月分を12月9日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記の要求に対する回答を11月10日までに行うこと